



新春特集 2020



埼玉司法書士会 柴由之会長に聞く

「身近なくらしの法律家」 司法書士 専門家だからこそできる解決策がある



令和初の新春を迎え、お互いの飛躍を誓いあう柴由之・埼玉司法書士会会長(右)と関根正昌・埼玉新聞社社長(左)さいたま市大宮区



埼玉司法書士会 会長 柴由之氏

しば・よしゆき 1954(昭和29)年生まれ、熊谷市出身。熊谷高、早稲田大学法学部卒。93年司法書士登録し個人事務所開業。2005年同会理事(1期)、09年成年後見センター・リーガルサポート埼玉支部長(3期)。15年副会長(2期)、19年5月から会長。

時代の流れとともに職務のあり方が変遷してきている「司法書士」。登記手続や訴訟手続の専門家という点では同じだが、司法書士法の改正で司法書士の「使命」の規定が盛り込まれ、市民に身近な法律専門家という立場が、より鮮明となった。2020年新春を迎えて埼玉司法書士会が取り組んでいる課題などについて、同会の柴由之会長に聞いた。

「あけましておめでとうございます。『平成』から『令和』の時代を迎えた節目の昨年、司法書士の使命を規定する法律改正が行われたのが印象的でした。令和元年6月6日、司法書士法の一部を改正する法律が成立しました。その中で『司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする』と新たに司法書士の使命の規定が設けられました。

「長い間の登記手続や裁判書類作成等の業務で果たしてきた役割が認められ、法律事務の専門家と位置づけられたんですね。司法書士の起源は1872年(明治5年)の司法書士職務定制(太政官無号達)の代書人にさかのぼります。訴訟書類作成を職務としたのが始まりで、最初の登記制度が裁判所を登記所として導入されたのを機に、登記申請書類作成の職務が加わり、登記事務が法務省に移管された後も、一貫して不動産や会社等の登記手続や裁判所提出書類作

成等の職務を担ってきました。名称が司法代書人、司法書士と変わり、登記申請書類作成から登記手続の代理業務に改められました。平成になって、簡易裁判所における訴訟代理業務、成年後見、財産管理業務も業務の範囲に加わりました。また、裁判外紛争解決手続(ADR手続)に関与し、さらに、空き家問題、所有者不明土地への対応、自然災害における復興支援等に専門家として関わるようになりました。こうした司法書士の社会への関わりが今回の使命規定の創設に繋がったと考えます。

「最近よく話題になる『空き家問題』には、どのように取り組まれているのでしょうか。空き家問題は、適切に管理されず放置された建物が朽腐し、防災、衛生、景観などに深刻な影響を及ぼすという問題です。当会ではすでに問題化している空き家への対応に、空き家の発生を予防する活動を行っています。具体的には、市町村と空き家対策担当者向けに相続人調査、成年後見制度・財産管理利用制度の利用、空き家対策での司法書士活用事例等の説明会の開催、市町村と空き家等対策に関する協定を通して連携を図っています。また、埼玉県とは、空き家対策連絡協議会の構成員の一員として県主催の「相続おしらせ講座」に講師を派遣しています。この講座は、市民に空き家にならないよう予防を促すもので、市役所のほか、特別養護老人ホームや公民館等の集会所の依頼にも対応して行っています。このほか、市町村の空き家対策協議会等に会員を委員として推薦させていただいています。

「所有者不明土地問題」についてお聞きかせください。少子高齢化が進むにつれて所有者不明土地が全国的に増加しています。所有者不明土地は、空き家もその一つの例で、登記された所有者が住所を移動したり、死亡しているのに、住所移動や相続等の登記がされて

いないため登記簿では現在の所有者が判明しないか判明しても所有者と連絡がつかない土地をいいます。所有者不明土地が全国で九州本島の面積を超える410万ヘクタールあるとされ、公共事業の妨げや、危険な空き家が災害リスクになるなどの弊害があることへの対策として平成30年11月には「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が施行されました。この法律に基づいて、現在、法務局では長期相続登記等未了土地の解消作業が実施されており、全国の司法書士がその核心をなす相続人調査業務も携わっています。調査結果に基づいて登記官が職権で相続登記未了の旨を登記し、相続人の代表者に相続登記の申請をするよう通知(勧告)がされる予定です。当会では、以前から遺言・相続相談会等を通じて相続登記の促進を呼びかけてきました。この数年、法務局と連携して『未来に繋(つな)ぐ相続登記』の標語を掲げ、市町村にも相続登記の促進を市民へ周知していただくように働きかけています。その一環として当会では、相続登記の申請をするよう通知がされた方への相談会や相続登記を促すための広報活動を法務局と連携して引き続き実施してまいります。

「埼玉司法書士会では、市町村と災害協定を締結されていますが、締結の後どのようなことが予定されているのでしょうか。当会では、昨年までに埼玉県および55の市町村と「災害時における被災者等相談の実施に関する協定」を締結しました。この協定は、被災した市町村の要請を受けて被災者等の相談に応ずる相談員を派遣することとを内容としています。相談は相続、近隣関係をはじめ、被災した市町村の業務分野にわたるものとなります。これまで、協定を締結した市町村の担当者や2回程度、災害協定連絡協議会を開催し、情報交換を行っています。これまで西日本豪雨等の災害に見舞われた県の司法書士会から講師を招き災害時の生の体験を講演していただくなどして、参加者から貴重な話が聞けたと毎回好評をいただいています。「昨年10月、台風19号が県内にも大きな被害をもたらしました。

埼玉県内では、川越市、東松山市、坂戸市をはじめ、多くの市町村で被害が発生しました。被害に遭われたみなさまに心からお見舞いを申し上げます。当会では昨年10月28日から12月20日まで災害無料電話相談を開設して対応しました。大きな被害を受けた3市を訪問し、協定に基づく相談等について打合せをさせていただきました。今後も、円滑に相談員を派遣できるように、今回の台風被害の対応状況を確認して、相談体制の見直しに活かしたいと考えています。

「行政や他団体とも連携を深めていこうと思っています。司法書士は専門職後見人の中では、一番多く成年後見人等として選任されているという実績があります。平成28年5月に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律は、国、地方公共団体に成年後見制度の利用促進策の策定と実施の責務を課し、成年後見人等の関係者にその協力を求められています。当会では、行政をはじめ、埼玉弁護士会、社会福祉士会、社会福祉協議会と連携し、地域連携ネットワークの構築、中核機関の設置や運営等への協力や支援を行っています。成年後見センター・リーガルサポート埼玉支部との共催で、成年後見相談会・講演会を実施しています。関東信越税理士会埼玉支部連合会と連携して「遺言・相続相談会」を共催し、法面だけでなく税金面の相談ニーズにも応えています。10土業団体で作る埼玉友好土業協議会主催の「暮らしと事業のようす相談会」では、県民や事業者の複数の土業の分野にわたる相談をワンストップサービスとして一つの会場で行うことができ対応をしています。12年後の令和4年4月には、成年年齢の引き下げが予定されています。埼玉司法書士会では、高校生のための消費者講座を続けられています。

当会では、消費者被害に遭わないための法律知識と、消費者被害の法的解決をテーマに「高校生のための消費者講座」を平成10年から継続してきました。お金の貸し借り、クレジットカード・保証等の契約に関する基礎知識や悪質商法の手法と防御方法、カード会

台風19号に関する司法書士による
災害無料電話相談
(法律相談)

台風19号による浸水等の被害でお困りの方は御相談ください。

開催期間 令和元年 10月28日(月)～12月20日(金)

対応日時 平日の午後5時～午後7時

電話番号 048-872-8055-8056

台風被害に関するこんなお悩み、御相談ください。

- 住宅ローンなど借金を返せない
- 会社の事業を継続していくことが難しい
- 実印やカードを失くしてしまった
- 台風で家の雨や水が溢れてきた
- 台風で家財や作物が水に漬かる被害を被っている

被災されたみなさまへ
台風19号の被害に遭われたみなさまに心からお見舞い申し上げます。一日も早く生活再建やインフラの復旧等が進み、みなさまの平穏な生活を取り戻されることをお祈り申し上げます。
埼玉司法書士会は、みなさまの不安を少しでも取り除くため無料電話相談を行います。
※相談は混み合うことが想定されますので、20分程度でお願いいたします。

お問合せ：埼玉司法書士会事務局 電話番号 048-863-7861

台風19号に関する災害無料電話相談(法律相談)を昨年10月28日から12月20日まで実施した。

台風19号に関する災害無料電話相談(法律相談)を昨年10月28日から12月20日まで実施した。

「最後に今年の抱負をお願いします。司法書士は、新しい令和という時代に新たな使命の下、市民の暮らしの中のお悩み、困りごとの解決に向けて活動していきます。専門家だからこそできる解決策があります。本年も「身近なくらしの法律家」司法書士をどうぞよろしくお願いいたします。

放っておくと…

売却したり、担保に入れるなどの処分ができない

相続人の死亡で関係者が多くない協議が難しくなる

などの問題が…

相続登記は司法書士へ

埼玉司法書士会

埼玉司法書士会 検索

総合相談センターは **無料** で御利用いただけます!

司法書士による面談相談

相談無料 埼玉司法書士会 総合相談センター

予約電話番号 受付時間 平日10時～16時

048-838-7472

浦和総合相談センター(埼玉県庁そば) さいたま市浦和区高砂3丁目16番58号 埼玉司法書士会108号室

越谷総合相談センター(越谷市役所そば) 越谷市越谷2丁目8番24号森田ビル202号室

県北総合相談センター(熊谷市役所そば) 熊谷市宮町2丁目39番地

西部総合相談センター(川越駅西口) 川越市新宿町1丁目17番地17

※詳細はお問合せください。